

掲載記事に関する補足資料

2019.11.1

申請取次行政書士管理委員会 委員長 渡 康

公印確認、アポステイーユは、日本の官公署、自治体等が発行する公文書に対する外務省の証明のことで、外国での公文書提出先機関から求められた場合に必要となるものです。

また、外国での公文書提出先機関が求めるのと同様に、日本国内の官公署も、外国の官公署、自治体等が発行する公文書に対しての公印確認、アポステイーユの証明を必要としています。

つまり、私たち行政書士が帰化許可申請、在留資格認定証明書交付申請、婚姻届等各種手続きの添付書類として法務局戸籍係、出入国在留管理局、市役所・区役所戸籍等に提出する書類には、公印確認、アポステイーユの証明が必要である、ということです。

ただし、官公署毎にその取扱いが流動的であり、提出先がどこまでの証明を求めているのかは上記概念を意識しながら都度確認をとる、という意識が大切です。

例えば、今回のフィリピンの事例に照らし合わせますと、札幌出入国在留管理局での手続きに使用する各種証明書類については「アポステイーユ」までは求められておらず、フィリピン国内の PSA (Philippine Statistics Authority・旧 NSO) 交付の証明で受け付けられています。一方で札幌法務局での手続きに使用する各種証明書類については、従来はレッドリボン認証が必要とされていましたが、フィリピンのハーグ条約締結により廃止となった現在においてはアポステイーユで足りることとなります。

以 上